

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第67号議案 長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	3
2 改正理由	3
3 条例改正（案）に伴う福祉医療費支給制度の変更内容	3
4 主な改正内容	3
5 施行期日	3
6 対象者数見込み	3
7 対象拡大に伴う扶助費（年間見込み）	4
8 今後のスケジュール	4
9 新旧対照表	4～6
10 （参考）長崎市の子どもに係る福祉医療費制度の主な経過	7

こ ども 部
令 和 5 年 2 月

1 改正する条例名

長崎市福祉医療費支給条例

2 改正理由

現在、本市では中学生までの医療費を助成しているが、今回、長崎県が県内全市町の高校生世代を対象とする新たな子どもの医療費助成制度を創設することから、同制度に基づき、本市においても満 15 歳に達する日の翌日以後における最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（以下「高校生等」という。）までの医療費の助成を実施するため。

3 条例改正（案）に伴う福祉医療費支給制度の変更内容

区 分	現 行	拡大（案）
対 象 者	中学校卒業までの子ども	高校生等までの子ども
保護者負担額	1 医療機関あたり、 1 日上限800円、月上限1,600円 （入院・通院を含む。調剤薬局 は保護者負担なし。）	変更なし
所得制限	なし	変更なし
支給方法	現物給付	高校生等のみ償還払い

4 主な改正内容

- （1）子どもの定義を高校生等まで拡大するもの（第 2 条第 3 項関係）
- （2）高校生等に係る福祉医療費の支給方法について、償還払により支給するため、関係条文の整理を行うもの（第 9 条及び第 13 条関係）
- （3）高校生等に係る福祉医療費について、令和 5 年 4 月 1 日まで遡って助成することを附則において規定

5 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

6 対象者数見込み

区分	乳幼児・小学生	中学生	高校生等	合計
対象者数	約 36,800 人	約 10,200 人	約 9,900 人	約 56,900 人

7 対象拡大に伴う扶助費（年間見込み）

区分	現行制度分 (乳・小・中分)	拡大分 (高校生等分)	合計
助成件数	549,456 件	58,324 件	607,780 件
助成額	991,510 千円	143,203 千円	1,134,713 千円

※拡大分に係る財源：長崎県福祉医療費補助金 県補助率 10/10

8 今後のスケジュール

時期	主な内容
令和5年3月～	対象者への周知
令和5年4月～	関係団体との協議、児童福祉システム改修
令和5年6月～8月	福祉医療費受給資格申請書発送、申請書の受付開始
令和5年9月	福祉医療費受給者証発送
令和5年10月～	対象拡大実施 (ただし、令和5年4月1日以降に受診した医療費も助成対象とする。)

9 新旧対照表

改正後	改正前
○長崎市福祉医療費支給条例 昭和49年9月30日 条例第29号	○長崎市福祉医療費支給条例 昭和49年9月30日 条例第29号
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、重度心身障害者、中度心身障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子、父母のない子及び寡婦に対し医療費の一部を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者、中度心身障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子、父母のない子及び寡婦に対し医療費の一部を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条	第2条
1～2 [略]	1～2 [略]
3 この条例において「子ども」とは、 <u>満18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	3 この条例において「子ども」とは、 <u>満15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
4～16 [略]	4～16 [略]
第3条～第8条 [略]	第3条～第8条 [略]
(支給の方法)	(支給の方法)
第9条 市長は、支給対象者のうち中度心身障	第9条 市長は、支給対象者が市長が定める医

改正後	改正前
<p><u>害者及び子ども（満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）以外のもの（以下「現物給付対象者」という。）が医療取扱機関（市長が定めるものに限る。以下この項において同じ。）において医療を受けたときは、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が当該医療取扱機関に支払うべき医療に要した費用について、福祉医療費として当該受給者に対し支給すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該医療取扱機関の請求に基づき支払う方法により支払うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対し福祉医療費の支給があつたものとみなす。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、市長は、現物給付対象者が同項の医療取扱機関以外の医療取扱機関において医療を受けたときその他特別の理由があると認めるときは、受給者の申請に基づき支払う方法（以下「償還払」という。）により、福祉医療費を支給することができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、支給対象者のうち現物給付対象者以外のものが医療取扱機関において医療を受けたときは、償還払により、福祉医療費を支給するものとする。</u></p> <p>5 <u>市長は、前2項の規定による福祉医療費の支給の申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。</u></p> <p>第10条～第12条 [略] (未支給の医療費)</p> <p>第13条 <u>受給者が死亡したため第9条第3項又は第4項の規定による福祉医療費の支給の申請をすることができないときは、支給対象者又は死亡した受給者の遺族のうち市長が指定する者が申請することができる。</u></p> <p>2 <u>受給者が第9条第3項又は第4項の規定による福祉医療費の支給の申請をした後死亡し</u></p>	<p>療取扱機関において医療を受けたときは、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が当該医療取扱機関に支払うべき医療に要した費用について、福祉医療費として当該受給者に対し支給すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該医療取扱機関の請求に基づき支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対し福祉医療費の支給があつたものとみなす。</p> <p>3 <u>市長は、第1項の方法により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、福祉医療費の支給を受給者の申請に基づき行うことができる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。</p> <p>第10条～第12条 [略] (未支給の医療費)</p> <p>第13条 <u>受給者が死亡したため第9条第3項に規定する申請をすることができないときは、支給対象者又は死亡した受給者の遺族のうち市長が指定する者が申請することができる。</u></p> <p>2 <u>受給者が第9条第3項に規定する申請をした後死亡したため、福祉医療費の支給ができ</u></p>

改正後	改正前
<p>たため、福祉医療費の支給ができないときは、支給対象者又は死亡した受給者の遺族のうち市長が指定する者に支給するものとする。</p> <p>第14条～第16条 [略]</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の長崎市福祉医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。</p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 改正後の条例第2条第3項に規定する子ども(満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)に係る福祉医療費の支給のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>	<p>ないときは、支給対象者又は死亡した受給者の遺族のうち市長が指定する者に支給するものとする。</p> <p>第14条～第16条 [略]</p>

10 (参考) 長崎市の子どもに係る福祉医療費制度の主な経過

時期	主な内容
昭和 49 年 10 月	乳児（0 歳）の入院を対象に開始
昭和 55 年 4 月	乳児（0 歳）の通院も対象
平成 3 年 4 月	対象年齢を 3 歳未満まで拡大（入院）
平成 5 年 4 月	対象年齢を 3 歳未満まで拡大（通院）
平成 11 年 8 月	対象年齢を 4 歳未満まで拡大（入院）
平成 12 年 4 月	対象年齢を 6 歳未満まで拡大（入院）
平成 17 年 10 月	対象年齢を小学校就学前まで拡大（入院・通院）
平成 19 年 4 月	支給方法を現物給付に変更（市単独）
平成 22 年 10 月	県が支給方法を現物給付に変更（乳幼児）
平成 28 年 4 月	対象年齢を小学校卒業まで拡大（入院・通院）
平成 29 年 10 月	対象年齢を中学校卒業まで拡大（入院）
平成 30 年 10 月	対象年齢を中学校卒業まで拡大（通院）
令和 3 年 10 月	小・中学生の現物給付対象市町拡大 （諫早市、西海市、時津町、長与町）